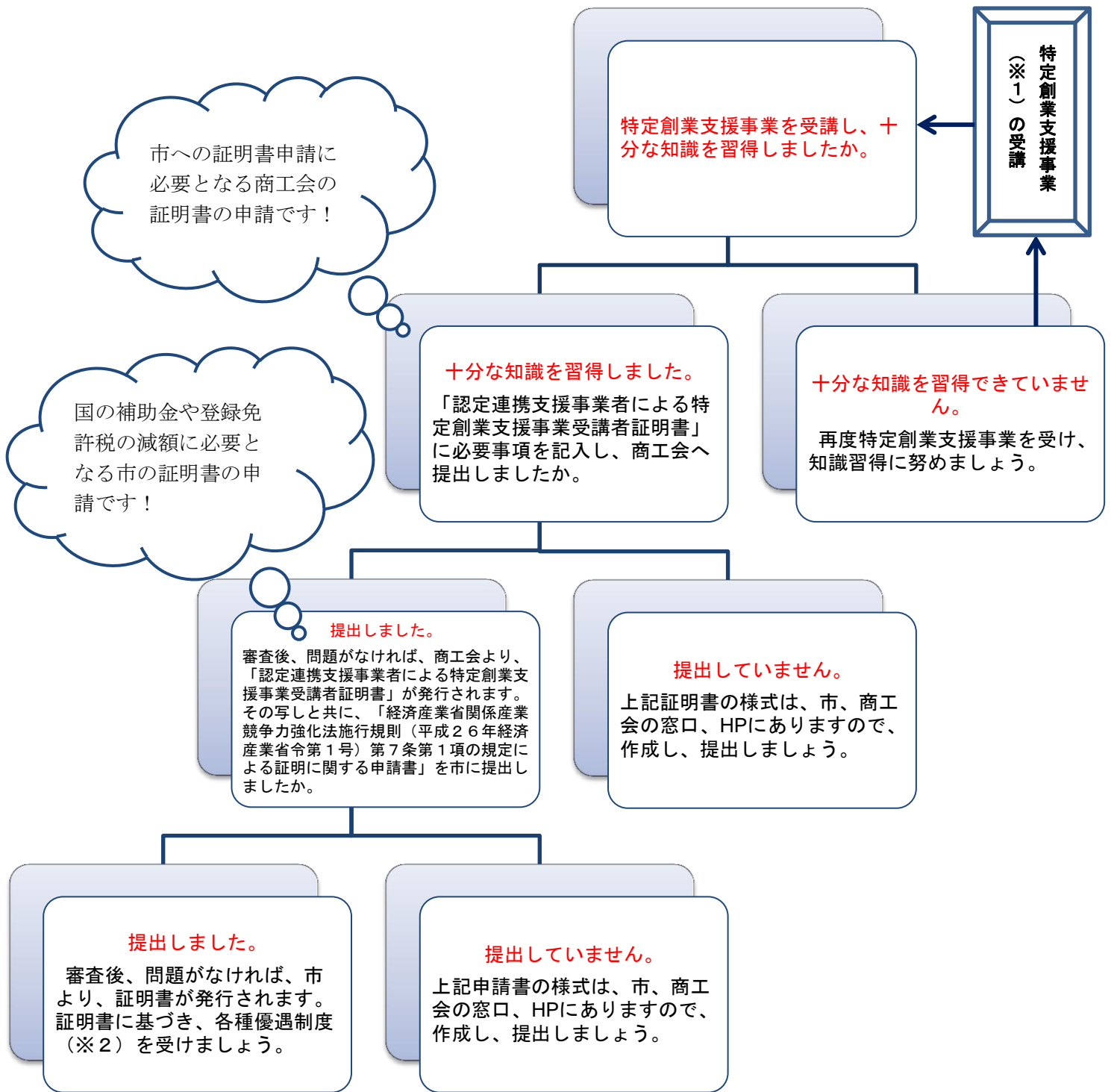


「特定創業支援事業により支援を受けたことの証明」を得る手順



※1 ①起業塾、創業セミナー【実施機関：長岡京市商工会】

②個別相談指導【実施機関：長岡京市商工会、日本政策金融公庫、京都信用保証協会】

③専門家派遣【実施機関：京都信用保証協会】

④インキュベーション施設【実施機関：長岡京市商工会】

※2 ①登録免許税軽減

株式会社等設立時の登録免許税が、資本金の0.7%から0.35%に軽減されます。

②日本政策金融公庫「新創業融資制度」における優遇

上記制度の自己資金要件を充足したのものとして、利用することができます。

③京都信用保証協会「産業活力推進融資開業・経営承継支援資金」事業における優遇

上記事業の保証料率が0.5%となります。

④京都信用保証協会「創業関連保証」における優遇

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充し、事業開始の6か月前から支援を受けることができます。